

令和4事務年度における相続税の調査等の状況

令和5年12月
名古屋国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税に対する実地調査の状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、実地調査を実施しました。

令和4事務年度においては、令和3事務年度から、実地調査件数（1,346件）、追徴税額（92億円）は、ともに増加（対前事務年度比137.2%、146.4%）しました。

○ 相続税の実地調査事績

項目		事務年度等			
		令和3事務年度	令和4事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	981 件	1,346 件	137.2 %	
②	申告漏れ等の非違件数	851 件	1,138 件	133.7 %	
③	非違割合 (②/①)	86.7 %	84.5 %	▲2.2 ポイント	
④	重加算税賦課件数	182 件	179 件	98.4 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	21.4 %	15.7 %	▲5.7 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	296 億円	413 億円	139.4 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	70 億円	69 億円	98.7 %	
⑧	追徴 税額	本税	5,379 百万円	8,001 百万円	148.8 %
⑨		加算税	924 百万円	1,224 百万円	132.4 %
⑩		合計	6,303 百万円	9,225 百万円	146.4 %
⑪	1 実 地 調 査	申告漏れ課税価格 ^(注) (⑥/①)	3,018 万円	3,067 万円	101.6 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	643 万円	685 万円	106.7 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

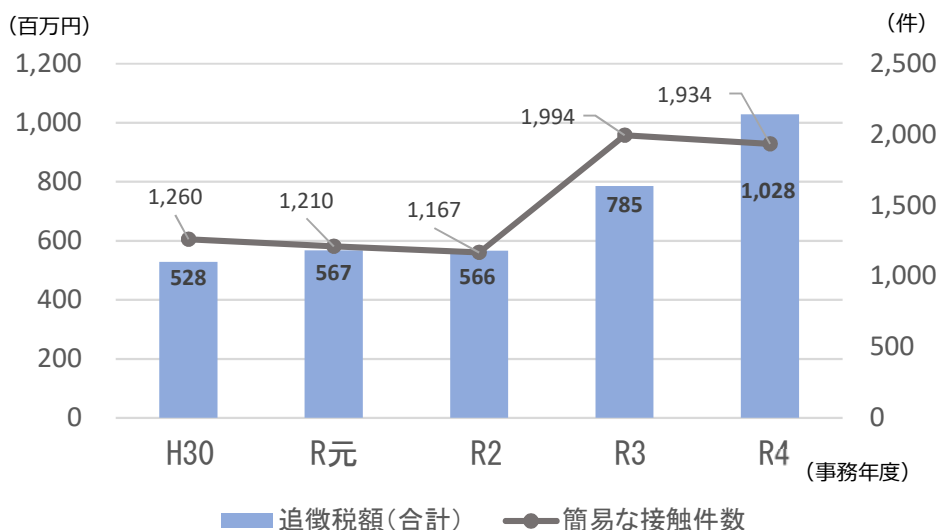
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和4事務年度においては、令和3事務年度に引き続き簡易な接触に積極的に取り組むことにより、申告漏れ等の非違件数は460件（対前事務年度比104.3%）、申告漏れ課税価格は83億円（同122.5%）、追徴税額は10億円（同130.9%）と、いずれも簡易な接触の事績の公表を始めた平成28事務年度以降で最高となりました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等			
		令和3事務年度	令和4事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	1,994 件	1,934 件	97.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	441 件	460 件	104.3 %	
③	申告漏れ課税価格	68 億円	83 億円	122.5 %	
④	追徴税額	本税	739 百万円	980 百万円	132.6 %
⑤		加算税	46 百万円	48 百万円	104.2 %
⑥		合計	785 百万円	1,028 百万円	130.9 %
⑦	1 簡 件 易 当 な た 接 り 触	申告漏れ課税価格 (③/①)	341 万円	431 万円	126.3 %
⑧		追徴税額 (⑥/①)	39 万円	53 万円	135.0 %

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



II 調査に係る主な取組

1 無申告事案に対する実地調査の状況

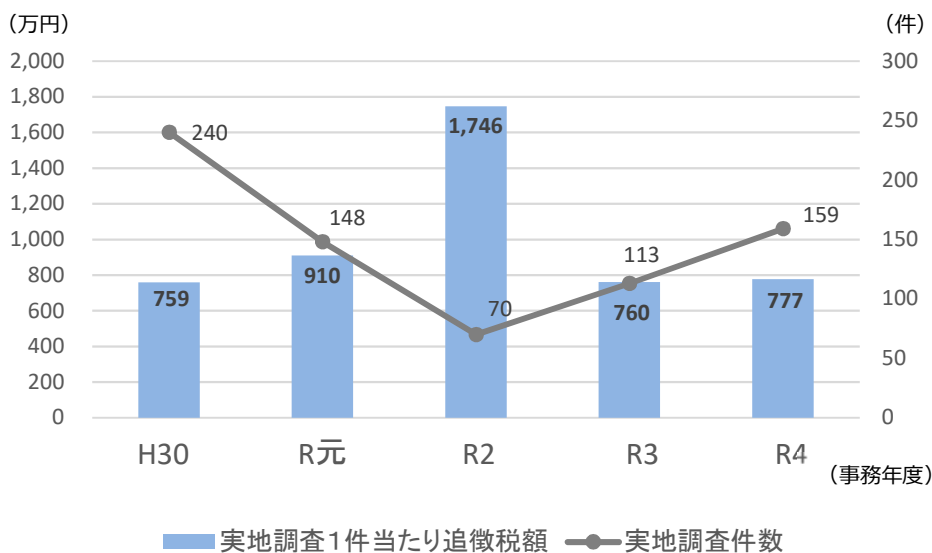
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和4事務年度においては、実地調査件数は159件（対前事務年度比140.7%）、追徴税額は12億円（同143.7%）と増加しました。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		令和3事務年度	令和4事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	113 件	159 件	140.7 %	
②	申告漏れの非違件数	90 件	130 件	144.4 %	
③	非違割合 (②/①)	79.6 %	81.8 %	2.2 ポイント	
④	申告漏れ課税価格	87 億円	122 億円	139.8 %	
⑤	追徴 税 額	本税	681 百万円	1,003 百万円	147.4 %
⑥		加算税	179 百万円	232 百万円	129.7 %
⑦		合計	859 百万円	1,235 百万円	143.7 %
⑧	1 実 件 地 当 り 調 査	申告漏れ課税価格 (④/①)	7,727 万円	7,676 万円	99.3 %
⑨		追徴税額 (⑦/①)	760 万円	777 万円	102.2 %

○ 無申告事案に係る実地調査事績の推移



2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）をはじめとした租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和4事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は37件（対前事務年度比284.6%）、海外資産に係る申告漏れ課税価格は9億円（同239.8%）と増加しました。

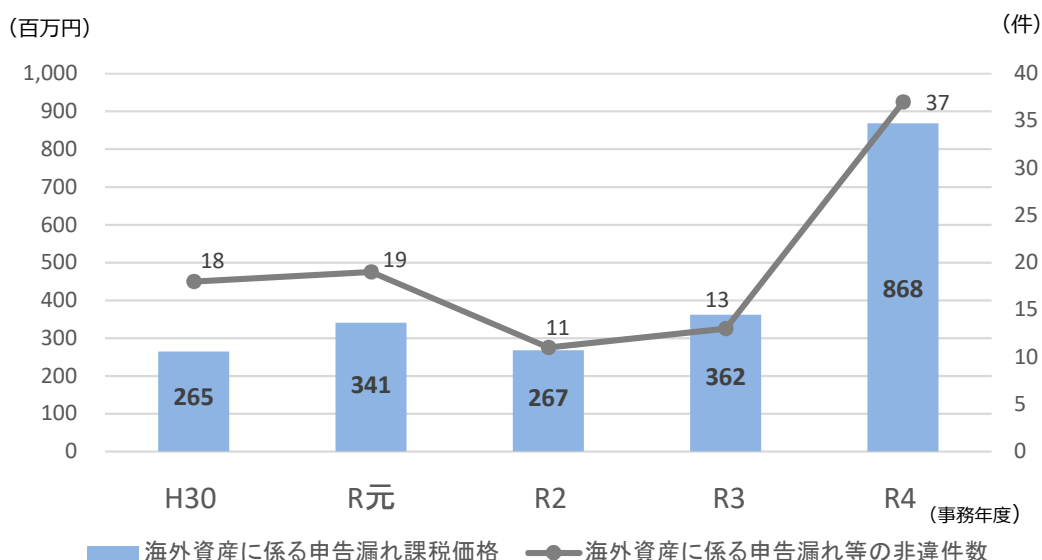
○ 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目	事務年度等		対前事務年度比
	令和3事務年度	令和4事務年度	
① 海外資産関連事案に係る実地調査件数	64 件	111 件	173.4 %
② 海外資産に係る申告漏れ等の非違件数	52 件	98 件	188.5 %
	13	37	284.6
③ 海外資産に係る重加算税賦課件数	8 件	8 件	100.0 %
	3	4	133.3
④ 海外資産に係る申告漏れ課税価格	2,206 百万円	3,916 百万円	177.5 %
	362	868	239.8
⑤ ④のうち重加算税賦課対象	309 百万円	479 百万円	155.2 %
	52	116	224.6
⑥ 非違1件当たりの海外資産に係る申告漏れ課税価格（④/②）	4,243 万円	3,996 万円	94.2 %
	2,785	2,346	84.3

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 ②から⑥欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 海外資産に係る実地調査事績の推移



3 贈与税に対する実地調査の状況

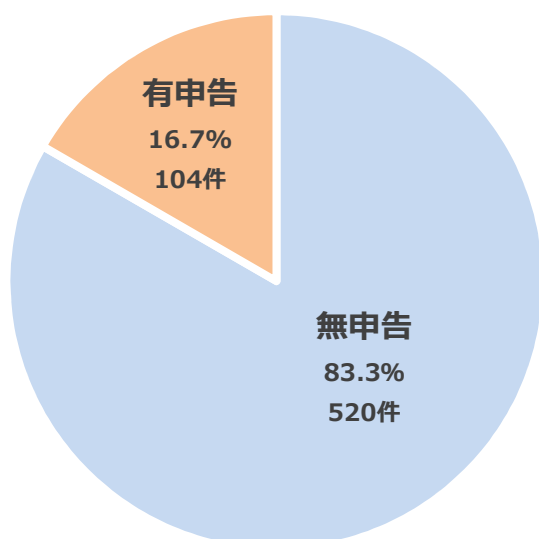
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和4事務年度においては、実地調査件数は669件（対前事務年度比108.6%）、追徴税額は9億円（同60.1%）でした。

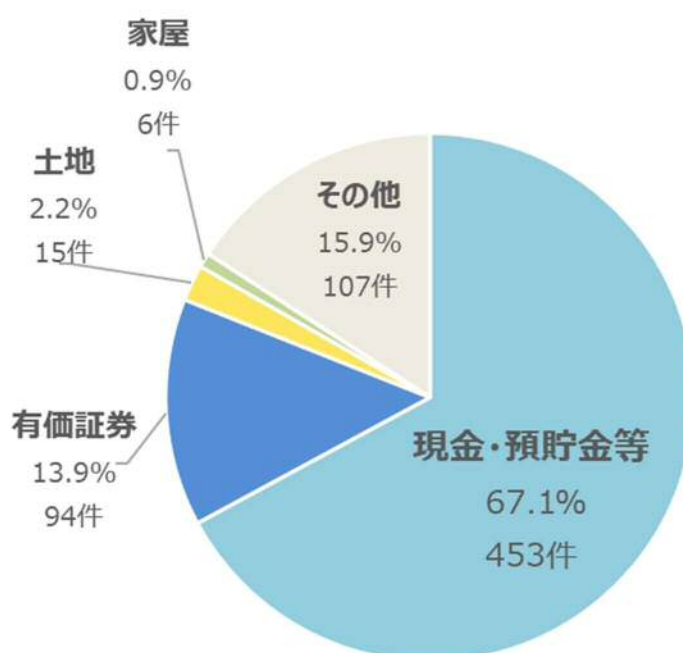
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比
		令和3事務年度	令和4事務年度	
①	実地調査件数	616 件	669 件	108.6 %
②	申告漏れ等の非違件数	571 件	624 件	109.3 %
③	申告漏れ課税価格	41 億円	32 億円	78.6 %
④	追徴税額	1,552 百万円	933 百万円	60.1 %
⑤	1 実地 件当 たり 調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	671 万円	485 万円	72.4 %
⑥	追徴税額 (④/①)	252 万円	139 万円	55.3 %

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



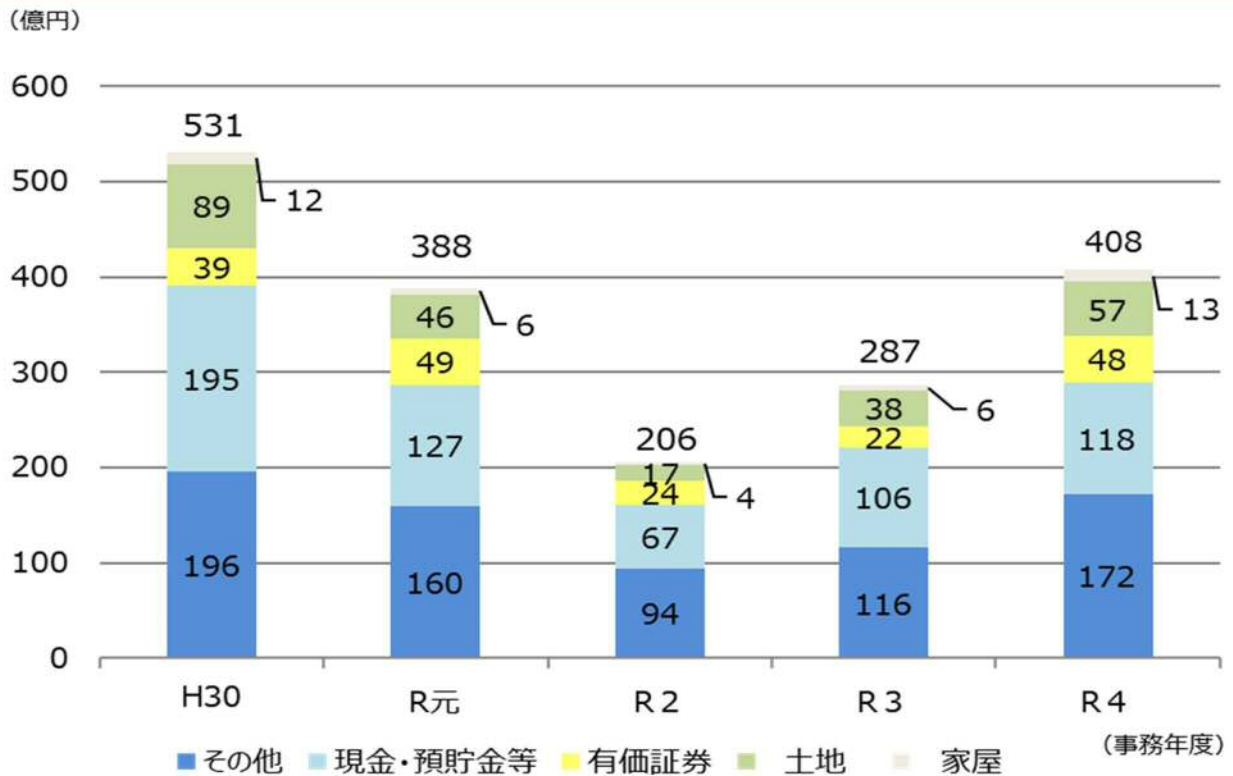
○ 調査事績に係る財産別非違件数



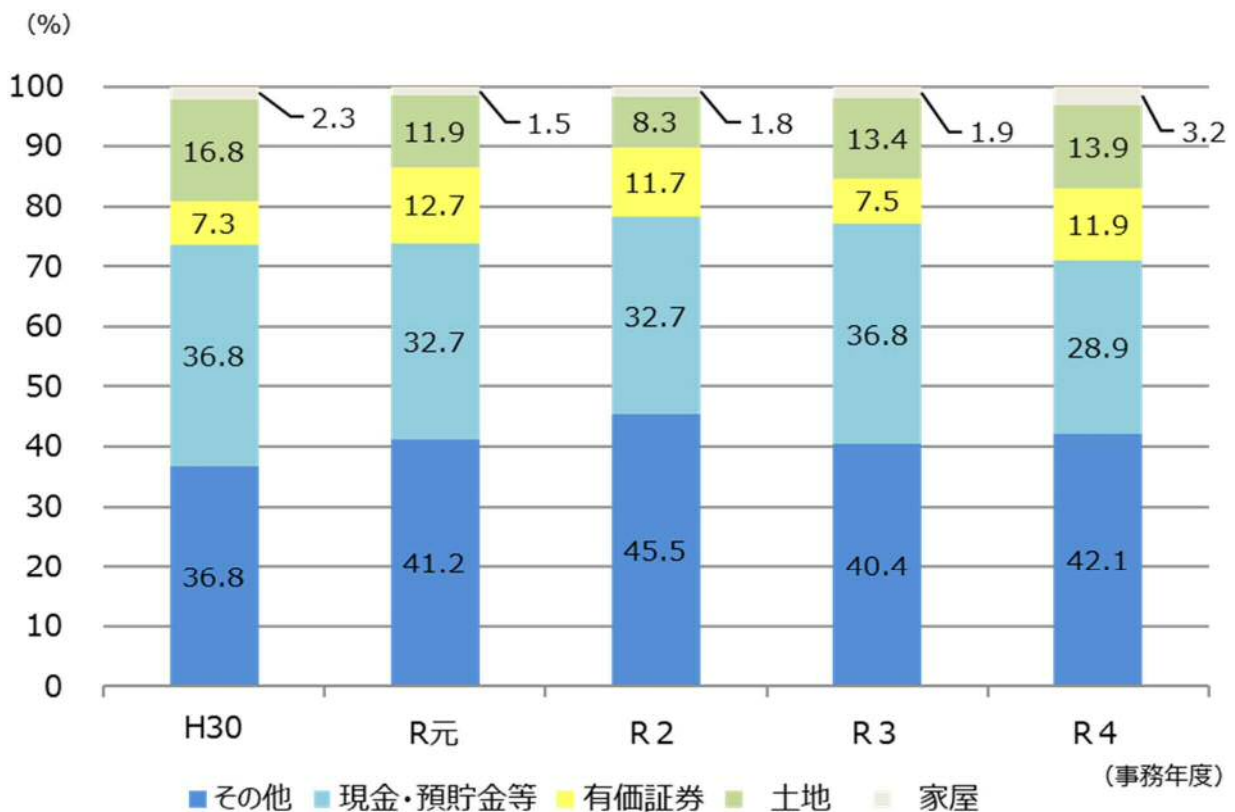
(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

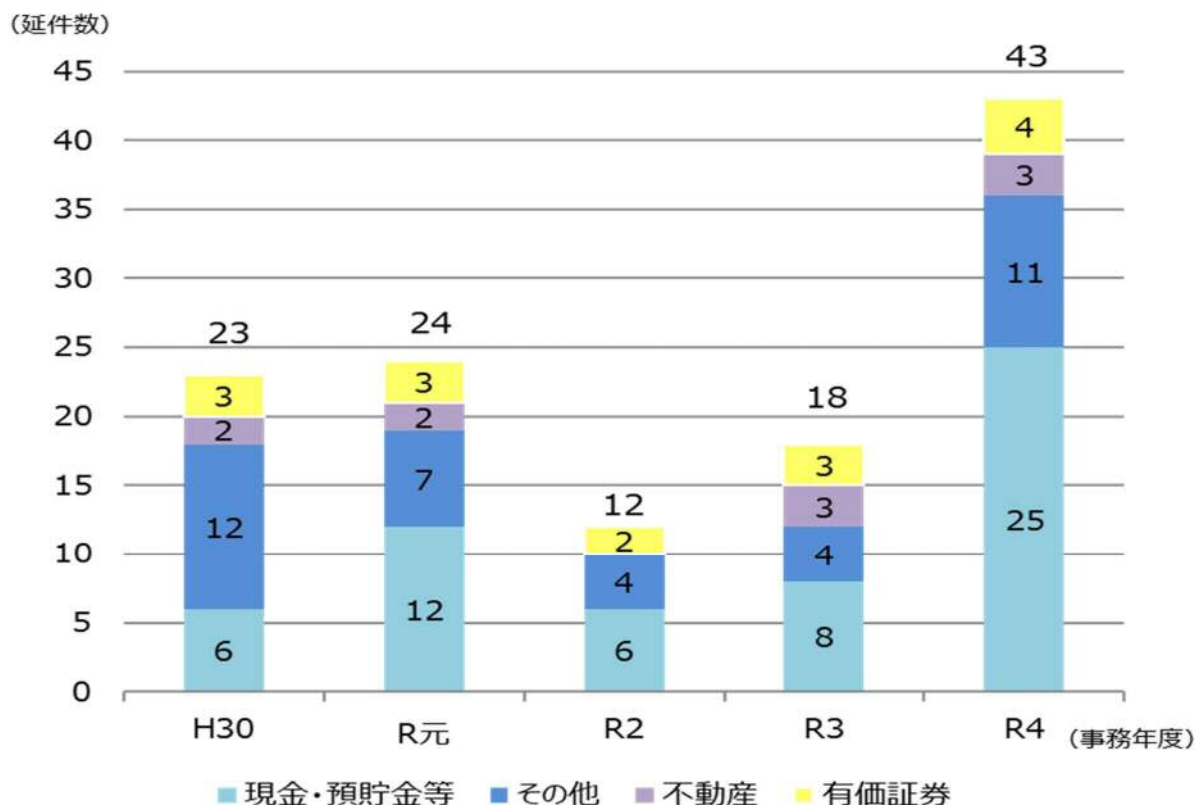
1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

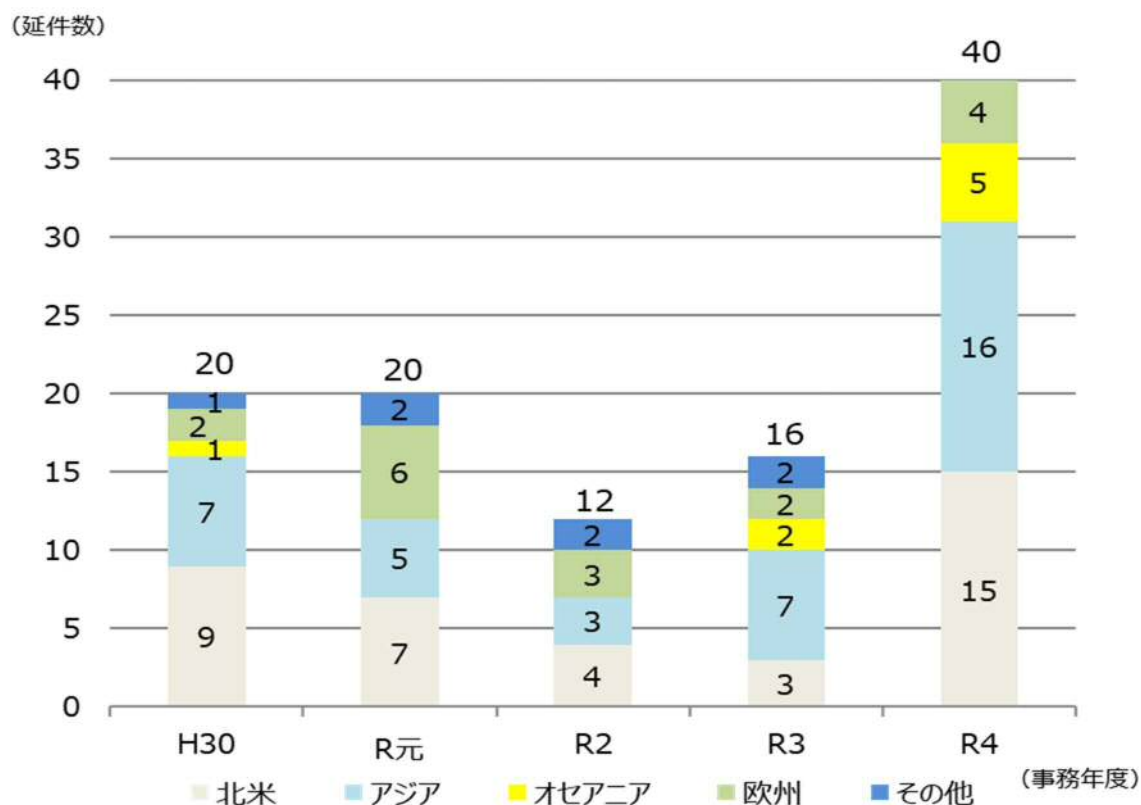


3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の財産に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。

4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の地域に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。